

平成 23 年度 第 28 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 23 年 12 月 21 日（水）20 時 50 分～

場 所：財務省本庁舎 3 F 記者会見室

○記者

本体会合の後の作業チームの会合ですけれども、今日はどんな点の議論をして、どんな意見が出たのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

作業チームの論点整理が進みまして、今日、本体会合でも議論をしていただきましたので、それを踏まえて論点整理を更に深めていくといたしますか、いわば素案の案、「素案（素案）」というのか、「素案（案）」というのか、それを論議しようということになりまして、論議をいたしました。その結果は明日、また本体に御報告しますので、ここで申し上げることはできません。

議論はいろいろありました。なぜ 2 段階かとか、段階論なのかとか、1 回では駄目なのかとか、そもそも論に近い意見もありましたし、例えば IC カードがなぜ 1 年以上かかるのか。イギリスなどではもっと早く改定しているではないかというようなことがありました。それから、税率を諸外国のように上限を決めておいて、あとは内閣の方で決められるようにできないのかとか、そういう議論もありました。今の鉄道の例で言いますと、Suica や PASMO というものは各会社を跨いで、幾つもの会社を跨いで使えるという、ある意味では日本ならではのやり方で、今、認可もおりますし、各社が運賃表をそれぞれ、新たに消費税が上がった場合には改定をする、各社独自の運賃改定表をつくって、それをコンピュータに仕組んで、これを連結するというのをしますので、相当時間がかかる。これはやはり単純な消費税のアップに伴う賃金改定とはちょっと違う要素があるので 1 年強の時間がかかるんだ、というような説明を事務当局から聞きました。

それから、地方消費税について、これは総務省の副大臣から伺った方がいいのかもしれないかもしれませんが、地方消費税の用途の明確化とか区分会計はどうするのか。あと、特別会計を各自治体に強制できるのかみたいなお話がありまして、特別会計の強制までは難しいというお話があったと思います。そんなやりとりなどがありました。

それから、段階論についてはヨーロッパでも 1 回に 5 % を引き上げた例はないと聞いているという話があって、それはそのようなことのようにです。私の方から段階論について言えば、これは私見ですけれども、私も一度に 5 % 上げてもいいではないかと思ったときもあるんですが、そうすると、駆け込み需要と反動減が大きくなって、ちょっと予測がつかない部分があるかなというようなことを考えましたということ私の意見として申し上げました。

そんなところで、余りお話しできなくて申し訳ないです。

○記者

本体会合の方では、今日の論点整理の中では、経済の好転の条件という話と、それから、凍結というんでしょうか、停止の検討条項というところも話題に上りましたが、その辺りは今日の作業チームでは議題になったんでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

発言はありました。

○記者

それについては、これからまた本体会合で揉んでいって決めていくという流れになるということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

一応の考え方はお示ししてありますけれども、結局、最終的な決定ということになりますと、時期と引上げ幅、その段階、逆進性対策、それから、今おっしゃった経済の条件、これについては党の論議を待ち、かつ高度の政治レベルの判断ということになると思いますので、一定の論点整理はいたしますけれども、決定はそれを待つということになると思います。

○記者

それから、党の方の議論で言いますと、今日の党側の議論でも、やはり給付付き税額控除の導入を求める声はかなりあったようですけれども、政府税調として、今日の論点整理の中でも出てきてはいますが、これについては今後どういったような議論をしていくことになるんでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

これは、前の税制改正大綱などにも、将来の在り方として給付付き税額控除は検討すべしという方向性が出ておりますので、それに変わりはありませんが、まずは番号制度の実施、そして、その状況を見る必要があるわけで、直ちに、今、この時点で給付付き税額控除を入れるということにはならないと思います。そういう、やや、そんなに遠い将来の話ではありませんけれども、中期的な課題として認識をされているのかなと思っております。

○記者

今後の進め方なんですけれども、明日、本体会合を開くという話がありましたが、今のところ、それ以降のスケジュールについてはどのようにお考えでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

まだ分かりません。様子を見てからでございます。

○記者

今日、改革の方向性が出ました所得税の関係で2点確認をさせていただきたいんですが、まず、課税所得1,500万円超の人に40%を与えてはどうかという提案があったんですが、あれは1段階増やして、全部で7段階にすると考えていいのかという点。

また、最高税率の適用について4つの方向性が示されましたが、一任された安住大臣が判断するのか、それとも党側との折衝の中で決めていくのか、今後の見通しをお願いします。

○五十嵐財務副大臣

まず、ブラケット調整の話ですね。ブラケット調整をする、しないの2通りと、どこから45%にするかという最高税率のことがありますので、それが4通りと申しあげまして、ですから8通りであるという話だったわけですから、基本的には40%ブラケットと45%ブラケットができますので、それはもう一段階増えるということです。増えない場合もあるんですね。それから、これは政府税調の案としては一任を政府税調からいただいたということですから、政府税調の案としてはそれが一本になって出ていくということです。

○記者

今の関連で、念のため確認をさせていただきたいんですけども、要は、今日はこれについて安住大臣から一任をいただきましたということで、要は1と2の組み合わせというお話なのかなと思っていますんですが、1と2というのは、8つの案というのは最高税率の見直しとブラケット調整の組み合わせということですね。

○五十嵐財務副大臣

そうです。ですから、いわゆるどこから上げるかという4つの案があって、それとブラケット調整があって、「やる」「やらない」がありますから、4×2で8だと言っていたわけですね。

○記者

ということは、最高税率はいかなる場合でも45%まで上がるということになるわけですね。

○五十嵐財務副大臣

最高税率は45%です。

○記者

景気の停止の検討規定ですけども、これは関連法案に盛り込むという理解でよろしいのでしょうか。それとも、素案に盛り込むということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

それは、まだそこまで決まっていません。

○記者

今日の論点整理ですと、法人課税の中長期的な在り方とか、あと、個別間接税の見直しの方向性は平成24年度税制改正の大綱の書きぶりと同じレベルにとどまっているんですけども、これは当然、今後、更にブレークダウンされていくということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

いや、平成 24 年度税制改正をそのまま写す、こちらの方にも適用するという事です。

○記者

そうしますと、エネルギー課税とか車体課税についても、これ以上は詳しいものは出てこないということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そういうことです。

○記者

全体での確認です。議論も見ているんですけども、一応、今日の本体会合の中で、政府案として通りそうなもの、あるいは一任を取り付けたものというのは、今回、所得税以外の論点整理も出ましたけれども、こちらについてはまた何かの議論、先ほどの質問にもありましたが、これでいいのかどうかというのはあるのかどうか。それとも、今回は議論に出ていないけれども、例えば石油石炭税とか酒税とか、そちらの方の話に関しては、また何かの形で議題が出ればそこで議論されるつもりなのかどうか、どういう御認識でしょうか。

○五十嵐財務副大臣

いわゆるタックス・オン・タックスの話はもう解決していると思いますが、ここから酒税をいじるとか、そういう話はありません。

[閉会]